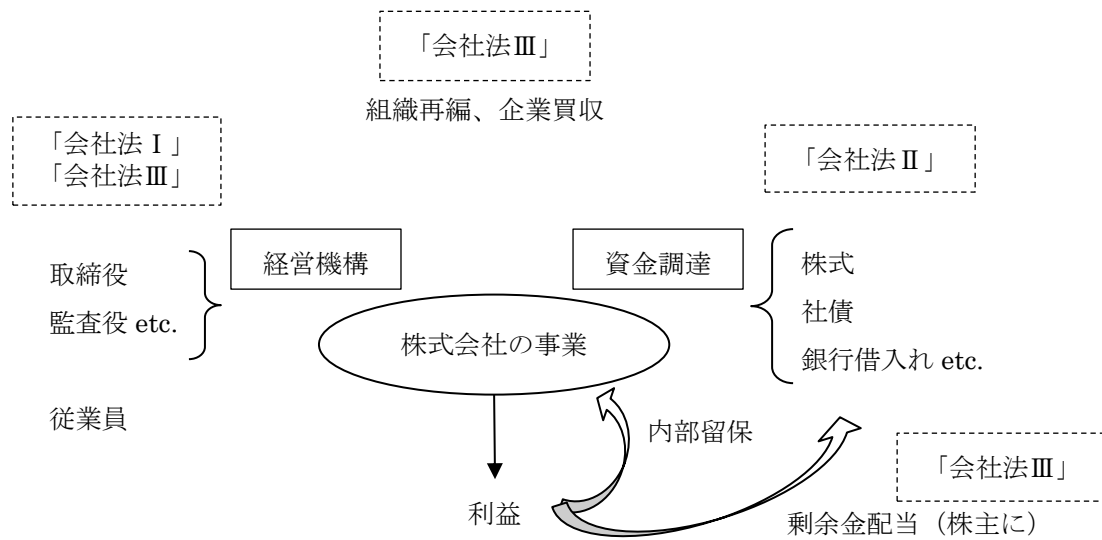


1. 経営者の規律付け(1) : 取締役会による監督

1-1. 株式会社の活動と会社法Ⅲが扱う問題



* 「会社法Ⅰ」「会社法Ⅱ」「会社法Ⅲ」の関連

株式の発行（手続等は「会社法Ⅱ」）

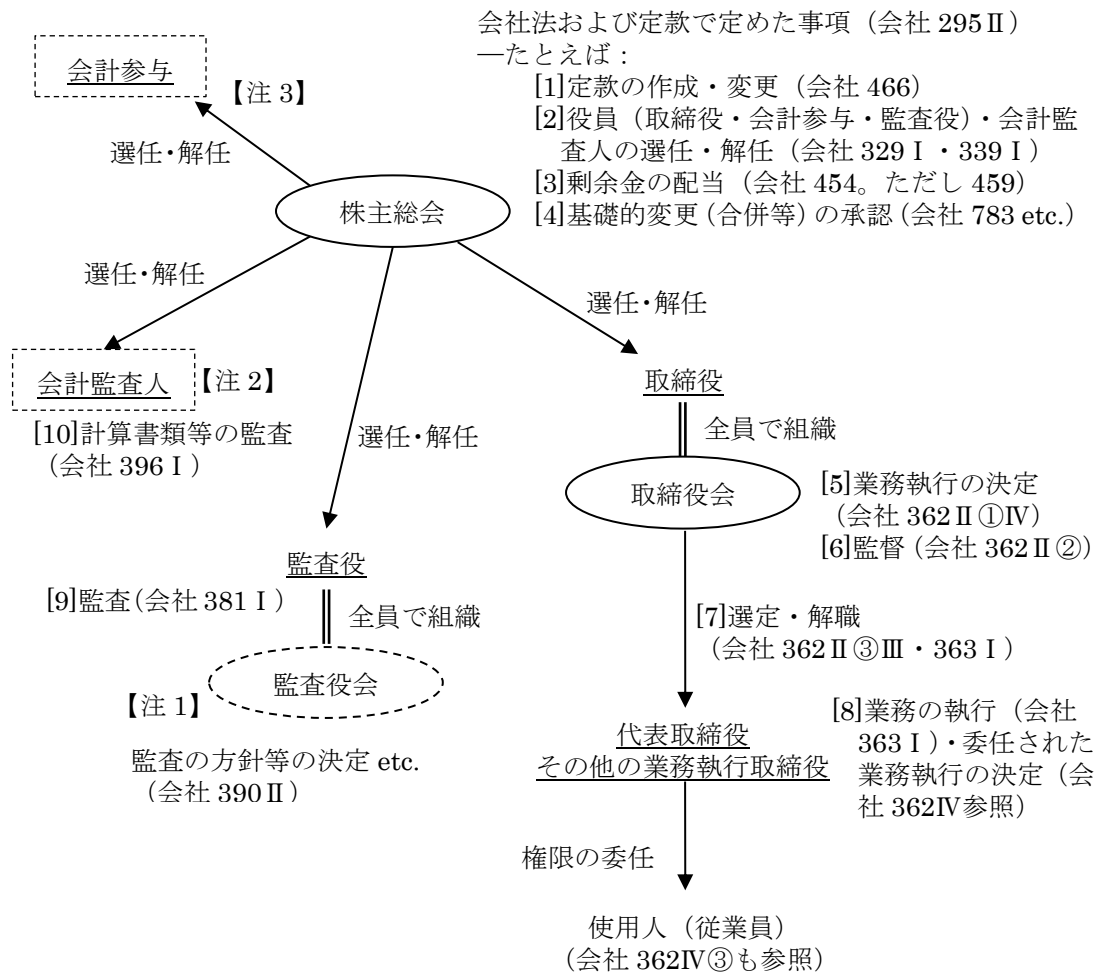
→ 経営者は株主が選ぶ（「会社法Ⅰ」） = 支配権移転の可能性（「会社法Ⅲ」）

1-2. 経営者の規律付け

(1) 会社の機関設計

機関設計は様々（会社 326～328）——典型は取締役会設置会社（「会社法Ⅰ」）

(2) 取締役会設置会社（会社 327Ⅰ①Ⅱ本・328Ⅰ・362Ⅱ）



- 【注 1】 公開大会社で強制（会社 328Ⅰ）
- 【注 2】 大会社で強制（会社 328）
- 【注 3】 会計参与は任意。非公開会社で会計参与を置く（かつ、会計監査人を置かない）場合、監査役は任意（会社 327Ⅱ但Ⅲ）

公開会社と大会社 [テキスト 1 章 3 節 2(4)(5)]

公開会社（会社 2⑤）＝発行する全部または一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない会社
＝自由に譲渡できる株式を発行している会社

⇔非公開会社（閉鎖会社）＝発行する株式全部にそのような譲渡制限を設けている会社
＝自由に譲渡できる株式を発行していない会社

大会社（会社 2⑥）＝資本金 \geq 5 億円 or 負債総額 \geq 200 億円

(3) 経営者（取締役）の規律付け

代表取締役（経営者）に権限の大半

→経営者の規律付けの必要性——企業統治（コーポレート・ガバナンス）

①株主総会による規律＝潜在的

②取締役会による監督（場合により代表取締役の解職）

③監査役（会）による監査＝適法性 ⇔ 取締役会

④会計監査人による会計監査

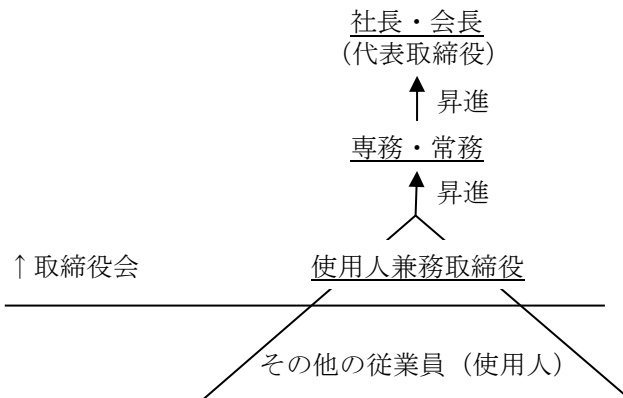
1-3.取締役会による監督

(1)企業統治と取締役会による監督

取締役会による監督——機能している？

事例 1-a 上場会社の取締役会

Aさんは、今年の人事異動で、晴れてB会社の取締役になった。新卒でB会社に採用されてから早25年、さらに頑張って上を目指したいと思っている。今日は初めての取締役会で、会議の席にはC社長の顔も見える。C社長は、Aさんの所属する部署の課長だった頃からAさんを高く評価してくれており、今回も、Aさんの取締役就任を強く押し進めてくれた。



(2)社外取締役 (会社 2⑮) と会社法

社外取締役——背景にある考え方

社外取締役の定義（会社 2⑮）

社外取締役（会社 2⑮） [テキスト 4 章 3 節 3(1)(e)]

次のいずれも充たす取締役

- イ) 当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役等（業務執行取締役・執行役・支配人その他の使用人）でなく、かつ、過去 10 年以内にこれらの地位に就いたことがない
- ロ) 過去 10 年以内に当該株式会社またはその子会社の取締役、会計参与、または監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがある者を除く）については、当該取締役、会計参与または監査役への就任前 10 年間、当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役等であったことがない [横滑り規制]
- ハ) 当該株式会社の親会社等（自然人である場合）または当該親会社等の取締役、執行役もしくは使用人でない
- ニ) 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社およびその子会社を除く）の業務執行取締役等でない
- ホ) 当該株式会社の取締役、執行役、重要な使用人、または、親会社等（自然人の場合）の配偶者もしくは二親等内の親族でない

*親会社等＝親会社＋株式会社の経営を支配している者（法人以外）（会社 2④の 2）

(3)社外取締役に着目したルール

・社外取締役設置義務（会社 327 の 2）

：監査役会設置会社（公開大会社に限る）であって有価証券報告書提出義務を負うもの

有価証券報告書提出義務 [テキスト Column4-17]

次のいずれかの会社は有価証券報告書提出義務を負う（金商 24 I）

- ①上場有価証券（上場株券など）の発行者
- ②店頭売買有価証券の発行者
- ③有価証券届出書または発行登録書を提出して発行された有価証券の発行者
- ④株主数 1000 人以上かつ資本金額 5 億円以上の会社等

*有価証券報告書＝金商法上要求される開示書類。会社法上の開示書類よりもはるかに多くの情報が開示される

- ・ 社外取締役が重要な役割を果たす経営機構
＝ 監査等委員会設置会社 (2-1) ・ 指名委員会等設置会社 (2-2) (委員会型の会社)

(4) 社外取締役をめぐる動向

- ・ 社外取締役の増加 (上場会社の 8 割以上は 2 人以上の社外取締役を選任)

- ・ 任意の指名委員会 ・ 報酬委員会

← 国際的な動向 (モニタリング ・ モデル)

* 社外取締役の有効性に関する実証研究